

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 氏名 | 姜 波 |
| 授与した学位 | 博 士 |
| 専攻分野の名称 | 学 術 |
| 学位授与番号 | 博甲第1590号 |
| 学位授与の日付 | 平成9年 3月25日 |
| 学位授与の要件 | 文化科学研究科人間社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当) |
| 学位論文題目 | 二十世紀初頭における女性問題 ——日本と中国の比較史的考察—— |
| 論文審査委員 | 教授 松永 昌三 教授 狩野 久 教授 倉地 克直 教授 石田 米子 |

学位論文内容の要旨

本論文は、近代における日中両国の女性問題を、女子教育、女性思想史、文学における女性像の3部門にわたって比較研究したものである。

第1章 近代日中両国の女子教育

二十世紀初頭、清政府は教育改革を行い、初めて教育を国の管理下に置き、近代教育を始めた。清政府の教育改革は日本の近代教育制度及び女子教育制度を導入しているが、これを含め、日中の女子教育制度やそれに関する思想・評論を比較検討し、次の諸点を明らかにした。

明治初期、国家富強を成し遂げるために、女子教育は賢母の養成を目的とし、「教育勅語」以降、女子教育の目的として貞操、節烈、優雅、溫柔の美德が強調され、日清戦争以後、さらに国のために夫や息子を笑顔で戦場に送る女子の愛国心を養成する内容が加えられ、高等女子教育では、資本主義制度の要請するところの、女は内、男は外という役割分担が強調されるようになった。日本の女子教育は、このように天皇主権の国家の支配体制の下で、社会構造の変化と国策の進展にともない、新たな意味内容も付与され、明治、大正、昭和と続いたのである。

一方、中国では、1907年に始まった女子小学校教育制度と女子師範学校教育制度によって、初めて女子の学校教育を受ける権利が認められた。しかし小学校から男女別学校の方針が厳格に示され。女子教育の目的は伝統思想による婦徳を涵養し、女子に、父母と夫に対する服従を要求する内容が厳しく規定されていた。中国の女子小学校教育制度は日本の小学校令と小学校令施行細則を、女子師範学校教育制度は日本の高等女学校令施行細則にそれぞれ基づいて規定されていることを実証した。そして日本の女子教育制度をそのまま踏襲したとする従来の研究に対し、清朝末期の女子教育制度は、学科編成、学校管理に関する諸点は導入したものの、教育内容については伝統的儒教思想を根幹としていたことを明らかにし、近代教育の理念に欠けていることを論じた。

第2章 日中両国における女性の恋愛観、結婚観及び貞操論争

大正時代には、自由を求める願望と、従来の封建的道德観念が鋭く対立し始めた。資本主義の発展にともなって市民社会が形成され、高等教育を受けた都市の中間層の担う市民文化が開花した。大正期の自由な思潮のなかで、独立した人間として生きようとする女性の意識が強まり、女性も封建的社会制度と男尊女卑の二重の圧迫から脱却しようとして、不公平な社会制度、法律、道德観念に対して闘いを挑み始めた。本論文は、平塚らいてうなどの恋愛結婚の問題に着目し、エレン・ケイの恋愛観・結婚観が日本及び中国の近代思想形成にどのような影響を与えたかをくわしく論じた。また、旧道德を批判する貞操論争を通して、女性の性を蹂躪する公娼制、男性中心の社会制度・婚姻制度へと批判の眼が向けられていき、女性の自覚と社会問題への関心が深まったことを論じた。これを受けて、中国でも貞操論争が繰り広げられ、軍閥政権下の封建的支配体制における不合理な法律、道德観に矛先が向けられた。貞操論争は日中両国の青年たちの間で大いに論じられたが、その担い手を見ると、日本では女性を中心に、中国では男性を中心に行なわれており、この時期の中国女性自身による解放の要求は日本の女性のような勢いは見られないことを指摘した。

日本に留学した中国の知識青年たちは、日本の新知識、新思潮、新理論を中国に翻訳、紹介し、中国人の近代意識を促し、危機に瀕した中国を救おうとした。このような動きの中で、与謝野晶子の貞操論やエレン・ケイの近代的恋愛観、結婚観も中国語に訳され「新青年」などの雑誌に掲載された。それらが中国の封建的社会制度に反対する思想運動に合流し、近代的恋愛観、結婚観、貞操観についての討論が繰り広げられたが、この討論の内容、帰趨及び社会に与えた影響などについて論じた。

第3章 二十世紀初期中国と日本の小説における女性像

第1章、第2章で論じた教育、文化、思想の各方面との関連に着眼しつつ、日中両国の近代文学における女性像を比較研究し、以下の問題を明らかにした。

日本の女性像は封建的な家庭の拘束を打ち破り、経済的自立を懸命に求め、粘り強く主体的に人生の道を切り開こうとする。これは大正時代に生きる女性たちの自立しようとする要求を反映している。しかし彼女たちは、女性の自立願望と行動を強調するあまりに、女性の母としての、そして妻としての役割を無視してしまい、結局、家庭愛、夫婦愛、親子愛に欠乏している印象を読者に与えてしまう。一方、家族の抑圧に反抗し、個を象徴する恋愛を求めて死をも辞さないという中国女性の精神は、五四運動に掲げられた封建主義に反対する精神と重なりあっていた。知識も才能も男性に劣らず、夫を思いやり、子どもの教育にも熱心な新しい良妻賢母を女性の理想像として賛美する風潮もあったが、そのような女性は決して経済的自立を求めたわけではなかった。したがって、女性の自立する意欲が如何にして高められるかが中国の女性解放運動の主な課題となる。一方、日本では自由と解放を求める女性は、社会秩序を乱し、社会の倫理道德を逸脱するものと見なされるため、男性作家たちはそのような女性を悲劇的な死に至らせる。中国の男性作家たちは社会の改革を目指す五四運動においてリーダーシップを発揮し、如何にして女性の自覚が促せるかという問題を真剣に考え、作品を通して女性の目覚めを呼びかけるのである。

論文審査結果の要旨

本論文は、「二十世紀初頭における女性問題－日本と中国の比較史的考察－」と題し、近代女子教育、女性の恋愛観・貞操観、小説にあらわれた女性像の三本柱を立て、それぞれ日本と中国で、どのような問題・特色を持っていたかを比較検討し、それらを総合して二十世紀初頭の日中両国の女性問題の諸相を明らかにしようとしたものである。修士論文では、近代日本文学を研究していたが、さらに歴史的研究方法を身に付け歴史的視野に立って広く近代日本の諸問題の研究を深めてきた。博士課程の研究テーマは「二十世紀初頭の女性問題」にかかわる諸相を日本と中国と比較しながら考察しようというものである。このテーマは、修士課程のテーマと近接はしているが、異なる方法と分析を必要とするので、本人としては相当に苦しんで、研究に取り組んできたのである。上記三本の柱は、いずれも二十世紀初頭の女性問題として重要な問題であるが、この三本の柱が相互にどのように関連しているかの解明はかなり困難なことで、本論文でもそれが必ずしも成功しているとはいえないが、女性問題を扱うための重要なこの三つの問題に積極的に取り組んだことは評価してよい。

次に個別的内容について本論文の特徴を記しておきたい。

第1に、清朝末期に始まる近代教育が、日本の教育制度を参考にしてきたことは、すでに多くの論者が指摘しているところであるが、本論文では、中国の「女子師範学堂章程」が日本の「高等女学校令施行細則」に類似し、これを参考にしたことを具体的に論証している。これは本論文の創見である。また良妻賢母主義についての日中両国の比較も本論文の新知見といえる。

第2に、エレン・ケイに代表される近代の恋愛観が、日本を通して中国の青年男女に大きな影響を与えたこと、さらに1915年日本で展開された貞操論争が中国に紹介され、女性問題にかかわる社会の不合理を指弾し、封建的意識に大きな打撃を与えたことを論証したことが評価される。そして日本では女性もつばら論争の立役者であったが、中国では男性が論争の先頭に立っていたことに言及し、中国女性の社会進出のおくれを問題にしている。

第3に、小説に描かれている女性像を取り上げ、日本と中国の女性が、社会・家族その他もろもろの重圧の下で、何を克服しようとし、何を望んでいたかを明確にしたこと、また日本の男性作家の表現した女性像が悲劇的運命をたどるのに対し、中国の男性作家のそれは女性の覚醒を期待していたと論じ、日中両国の男性の女性観を比較して、中国では女性解放は男性解放でもあるとの認識が早くからあったことを指摘した点も注目してよい。

総じていえば、女性問題、婦人解放問題等が意識され社会問題になっていく二十世紀初頭という時期をとらえて、日本と中国の女性問題を、近代女子教育、恋愛観・貞操観、小説における女性像の三つの部門から比較研究する試みは、本論文が初めてとあってよく、比較史研究に新しい局面を開拓したことが、本論文の最大のメリットといえる。かつ上述したように、具体的論証の面でも相当の成果を挙げていることからみて、本論文の意義は高く、用語の使い方や細部の事実認識に多少の問題はあるとはいえ、それは今後の研鑽によって十分に補われるものと判断し、審査委員会では、全員が本論文を博士の学位論文に値するものと認定した。